様式第１号（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

令和　　年　　月　　日

公正取引委員会　殿

名称又は氏名　　印
住　　所
代表者の氏名

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第１２条の規定により、平成２５年公正取引委員会規則第４号第１条第２項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

１　共同行為の主体に関する事項

(フリガナ) (1)　名称又は氏名	
(2)　事務上の連絡先	住所　〒 電話番号　　－　　－ 部署・担当者名
(3)　参加事業者等の概要	
(4)　業種	□１　製造業　(　　業) □２　卸売業　(　　業) □３　小売業　(　　業) □４　サービス業　(　　業) □５　その他　(　　業)
(5)　設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	
(6)　参加事業者又は事業者団体の数 参加事業者・構成事業者の３分の２以上が中小事業者であることの確認	①　参加しようとする事業者の数　　名 うち３分の２以上が中小事業者である　□はい　□いいえ ②　参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数　　団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の３分の２以上が中小事業者である □はい □いいえ

２　共同行為の内容に関する事項

(1)　共同行為の対象とする商品又は役務	
(2)　共同行為の内容	□１　各事業者がそれぞれ自主的に定めている本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 （　　） □２　消費税率引上げ後に発売する新製品について各事業者がそれぞれ自主的に定める本体価格（消費税額分を転嫁する前の価格）に消費税額分を上乗せする旨の決定 （　　） □３　消費税額分を上乗せした結果、計算上生じる端数の処理方法の決定〔切上げ、切捨て、四捨五入、その他　　単位　　円〕 （　　） □４　その他〔具体的に　　〕 （　　）
(3)　共同行為の実施期間	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日
(4)　共同行為の実効を確保するための手段	□１　有　→　〔具体的に　　〕 □２　無

３　その他参考事項

４　添付書類

(1)　一の事業者団体が共同行為をしようとする場合又は二以上のものがする共同行為に事業者団体が参加しようとする場合には、当該事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の名称、設立に係る根拠法、住所、代表者の氏名、構成事業者の数及び構成事業者のうち中小事業者が３分の２以上である旨を記載した書類

(2)　共同行為に係る協定書等がある場合には、その写し

（記載上の注意）

1　「名称又は氏名」欄は以下のとおり記載すること。

(1)　複数の事業者が共同行為をしようとする場合

○○（一の事業者の名称又は氏名）ほか何名（例：○○株式会社ほか９名）

(2)　事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合

○○（一の事業者の名称又は氏名）ほか何名及び△△（一の事業者団体の名称）ほか何団体（例：○○株式会社ほか８名及び△△組合ほか４団体）

(3)　複数の事業者団体が共同行為をしようとする場合

○○（一の事業者団体の名称）ほか何団体（例：○○組合ほか５団体）

2　「参加事業者等の概要」欄は、「○○地域において△△を製造販売する事業者」など、共同行為に参加しようとしている事業者や事業者団体の範囲について、その概要が分かるように記載すること。

3　「業種」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務に係る業種について、該当する□にレ印を入れ、括弧内に具体的に業種名を記載すること（業種が複数になる場合は、最も主要なものを○で囲むこと。また、業種が６以上になる場合は、主要５業種について記載すること。）。

4　「設立に係る根拠法（事業者団体の場合）」欄は、「名称又は氏名」欄に記載されているものが事業者団体の場合に、設立に係る根拠法を記載すること。設立に係る根拠法のない場合は、記載を要しない。

5　「参加事業者又は事業者団体の数　参加事業者・構成事業者の３分の２以上が中小事業者であることの確認」欄は、事業者と事業者団体が共同行為をしようとする場合には①及び②の両方に記載すること。

「参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数」については、共同行為をしようとする事業者団体の数及び当該事業者団体の直接又は間接の事業者団体の数の合計数を記載し、「全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の３分の２以上が中小事業者である　□はい　□いいえ」については、共同行為をしようとする事業者団体及び当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体全てにおいて、それぞれの構成事業者の３分の２以上が中小事業者である場合に「□はい」にレ印を入れること。

6　「共同行為の対象とする商品又は役務」欄は、共同行為の対象とする商品又は役務の全てを記載するものとし、その名称は、「家電製品」、「飲食サービス」等と具体的に記載すること。

7 (1)　「共同行為の内容」欄は、しようとする共同行為の内容に該当する□にレ印を入れること。該当するものがない場合は、「その他」の□にレ印を入れ、その内容を記載すること。

(2)　端数の処理方法の決定をしようとする場合は、切上げ、切捨て、四捨五入その他の方法のうち、該当するものを○で囲み（「その他」を○で囲んだときはその方法を記載する。）、処理する端数の単位についても記載すること。

(3)　括弧内には、共同行為の内容が商品又は役務により異なる場合に、その商品又は役務の名称を記載すること。

8　「共同行為の実効を確保するための手段」欄は、共同行為の実効を確保するために講じようとする手段の有無について、該当する□にレ印を入れ、共同行為の実効を確保するための手段を講じようとする場合は、その内容を記載すること。

9　「その他参考事項」は、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書を同時に提出している旨等の参考となるべき事項を記載すること。

10(1)　「添付書類」は、届出書に添付した書類について、該当する番号を〇で囲むこと。

(2)　「添付書類」(1)の書類は、以下の様式のとおり作成すること。

番号	事業者団体の名称	設立に係る根拠法	住所	代表者の氏名	構成事業者の数	構成事業者のうち中小事業者の割合（該当する□にレ印を入れる）	
1						□3分の2以上	□3分の2未満
2						□3分の2以上	□3分の2未満
3						□3分の2以上	□3分の2未満

なお、設立に係る根拠法がない場合は、「設立に係る根拠法」欄には「－」と記載すること。